

令和 6 年 第 11 回
土 浦 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開会の日時および場所
令和6年11月13日（水） 午後2時
土浦市役所農業委員会室
- 2 議事日程
報告第31号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第32号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第34号 農地所有適格法人の報告書の提出について
議案第40号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
議案第41号 農地法第4条の許可申請に対する審議について
議案第42号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について
- 3 出席した委員
1番 下村 幸男 2番 大和田 一夫 3番 山口 貴士
4番 萩島 一郎 5番 飯塚 利之 6番 浅野 均
7番 塙 佳樹 8番 柴 沼 栄 9番 菅谷 幸治
10番 飯島 栄 11番 川村 剛久 12番 岩瀬 守
- 4 欠席委員
なし
- 5 説明のため出席した者
事務局長 岡田 将之 農地係長 室町 直宏 主 任 中村 裕一
- 6 総会の大要 午後2時30分閉会

議 長	只今，出席委員は12名で，欠席委員はなしです。よって，出席者が委員の過半数を超えましたので総会は成立いたしました。 これより，令和6年第11回土浦市農業委員会総会を開会いたします。 次に，議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は，会議規則第13条の規定により，議席番号9番 菅谷委員，議席番号10番 飯島委員，以上2名の方を指名いたします。 審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により，総会は公開することになっております。発言の際は，個人情報に関する事項として住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願いいたします。 なお，発言の際は挙手のうえ，指名されてから，ご起立してご質問をお願いいたします。 また，「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき，農業委員会の委員は，自己または同居の親族，若しくは，その配偶者に関する事項については，その議事に参与することができませんので，事前に退席をお願いいたします。 なお，退席後，次の議事に入る前には，入室の確認をさせていただきます。 それでは，議事に入ります。 報告第31号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事 務 局	（報告第31号について議案書のとおり報告）
議 長	只今の報告について，ご質問等はございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	ご質問等もないようですので，報告第31号は原案どおりといたします。 次に，報告第32号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事 務 局	（報告第32号について議案書のとおり報告）
議 長	只今の報告について，ご質問等はございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	ご質問等もないようですので，報告第32号は原案どおりといたします。 次に，報告第33号ですが，大和田委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき，議事に参与することができませんので，ここで一旦ご退室願います。

		(大和田委員退席)
議 長		それでは報告第３３号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を事務局から説明願います。
事 務 局		(報告第３３号について議案書のとおり報告)
議 長		只今の報告について、ご質問等はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		ご質問等もないようですので、報告第３３号は原案どおりといたします。 事務局は、大和田委員の入室を確認してください。
		(大和田委員入室確認)
議 長		次に、報告第３４号「農地所有適格法人の報告書の提出について」を事務局から説明願います。
事 務 局		(報告第３４号について議案書のとおり報告)
議 長		只今の報告について、質問はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		異議もないようですので、報告第３４号については原案どおりといたします。 それでは議案に入ります。 議案第４０号「農地法第３条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。まず、１番ですが、こちらにつきましても大和田委員は「農業委員会等に関する法律」第３１条に基づき、議事に参与することができませんので、再度、退室して頂くようお願いします。
		(委員退席)
議 長		それでは１番を、調査を行った委員からご説明願います。
委 員		議案第４０号「農地法第３条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る１１月６日、委員３名と事務局３名で調査を行いました。 １番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田８筆 719 ㎡です。申請事由は、近隣で耕作しており、今回譲受けることとなったため、売買による所有権移転です。作付予定はレンコンです。申請地は小さな田のま

		とまりで、現在耕作はされていませんが申請地の間の農地も購入予定で、まとめてレンコンを作付する予定です。譲受人はこのエリアで幅広くレンコン栽培をしています。許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長		只今、調査委員から説明がありました。ご質問等はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		異議もないようですので、議案第４０号「農地法第３条の許可申請に対する審議について」は、１番を許可することに決しました。 事務局は、大和田委員の入室を確認してください。
		(委員入室)
議 長		次に、２番について審議いたします。調査を行った委員からご説明願います。
委 員		２番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田１筆 949 ㎡です。申請事由は、隣接地を譲受けることで規模拡大し効率よく耕作できるため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。譲受人は申請地の北側を所有しております。現在は、譲渡人の方が申請地とその場所を借りて耕作していました。譲受人の方は別の場所で 27,000 ㎡ほど稲作に従事しています。譲渡人が高齢で、耕作が出来ないということで譲受けて耕作したいということです。現地調査の結果、許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長		只今、調査委員から説明がありました。ご質問等はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		異議もないようですので、議案第４０号「農地法第３条の許可申請に対する審議について」は、２番を許可することに決しました。 次に、議案第４１号「農地法第４条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。１番を、調査を行った委員からご説明願います。
委 員		議案第４１号「農地法第４条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る１１月６日、委員３名と事務局３名で調査を行いました。 １番、申請人、申請地は議案書記載のとおりです。田１筆 2,353 ㎡で、転用事由は、申請地を湿地解消のために盛り土造成したいです。農地区分は第１種農地で、作付予定はジャガイモです。申請人はレンコンを耕作している農業従事者です。現地調査をしたところ、申請地は段々になっていて、なだらかな傾斜地になっています。その下側では別の方がレンコンを栽培してい

議 員	長	ます。脇のギリギリのところに水脈があり，それを使ってレンコンを作っている状態です。申請内容は，レンコン畑の方に傾斜するような形で埋めていく，道路端の方が高くなっていて，レンコン畑に近づくにつれて低く，斜めに埋めるような計画書が添付されていました。下側のレンコンの耕作地と申請地は境界もないような状態で，申請どおり土盛りをしますと，雨が降った時に上の方から雨水と泥水がレンコン畑に入り込むのは必至だと現地で判断しました。申請者の方で土砂の流入に対しての計画がないので，雨が降ったらすぐに下のレンコン畑に流れ込むような印象です。条文を見ますと，４条第６項４号に申請に係る農地を農地以外のものにすることにより，土砂の流入又は崩壊，その他災害を発生させるおそれがあると認められる場合には許可すべきでない，という項目があり，現地調査をした結果，今回，土盛りを行うことで明らかに土砂の流入の可能性が高いと思われることから不許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
	長	只今，調査委員から説明がありました。ご質問等はいかがでしょうか。
	長	（異議なしの声あり）
	長	異議もないようですので，議案第４１号「農地法第４条の許可申請に対する審議について」は，１番を不許可とすることに決しました。 次に，議案第４２号「農地法第５条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。１番から３番を，調査を行った委員からご説明願います。
委 員	員	議案第４２号「農地法第５条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る１１月６日，委員３名と事務局３名で調査を行いました。 １番，譲受人，譲渡人，申請地は議案書記載のとおりです。畑１筆 571 ㎡で，転用事由は，申請地に自己用住宅を建設したい，売買による所有権移転です。農地区分は第１種農地です。申請地は隣の宅地に隣接していて，周辺の農地に影響を及ぼすおそれがないことから，許可相当と判断しました。 ２番，譲受人，譲渡人，申請地は議案書記載のとおりです。畑５筆 5,971 ㎡で，転用事由は，申請地に太陽光発電設備を設置したい，売買による所有権移転です。農地区分は第２種農地です。許可相当と判断しました。 ３番，譲受人，譲渡人，申請地は議案書記載のとおりです。畑１筆 2,136 ㎡で，転用事由は，既存駐車場を申請地に集約したい，賃借権設定です。農地区分は第２種農地です。周辺の農地に影響を及ぼすおそれがないことから，許可相当と判断しました。 委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
	長	只今，調査委員から説明がありました。ご質問等はいかがでしょうか。
	長	（異議なしの声あり）
	長	異議もないようですので，議案第４２号「農地法第５条の許可申請に対す

議 事 務 局	長	る審議について」は，１番から３番を許可することに決しました。 次に，議案第４３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。こちらにつきましても大和田委員は「農業委員会等に関する法律」第３１条に基づき，議事に参与することができませんので，退室して頂くようお願いします。
	長	（委員退席）
	長	それでは事務局から説明を願います。
	局	議案第４３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」をご説明いたします。今月は全部で１０件あります。５件は中間管理機構を通しての新規賃借権設定，５件は中間管理機構を通しての新規使用貸借権設定になります。 １番から３番及び１０番の受入は新規設定となりますが，これまで認定農業者の下で農業に従事していた方になります。４番から６番については従前の利用権からの移行であり，７番から９番は，中間管理機構を通しての再設定となります。詳細につきましては，議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしく願います。
議 員	長	只今，事務局から説明がありました。ご質問等はいかがでしょうか。
	長	（異議なしの声あり）
	長	異議もないようですので，議案第４３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」は，原案どおり承認することに決しました。 事務局は、大和田委員の入室を確認してください。
	長	（委員入室）
議	長	以上で，令和６年第１１回総会に提案されました全議案が終了いたしました。慎重なるご審議，ありがとうございました。

令和６年１１月１３日

議 長

署名人

９ 番

１０番

